

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

江別市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

江別市長

## 公表日

令和8年3月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務であり、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務】</p> <p>①予防接種の実施対象者の把握            ②予防接種の実施に関する事務            ③予防接種に係る実費徴収に関する事務            ④予防接種による健康被害救済に関する事務            ⑤予防接種実施者の記録及び保存に関する事務            ⑥新型コロナウイルスの予防接種に関する事務            ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。            ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</p> <p>⑧その他上記事務に関する事務</p> <p>【情報連携】</p> <p>・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。            ・番号法第19条第8号に基づく主務省令表第2条の表に基づき、中間サーバに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	健康管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/ワクチン接種記録システム(VRS)/中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項別表第14、126の項            番号法第19条第6号            番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村への接種記録の照会・提供を行う。)</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 実施する ]</p> <p>1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、27、28、29、153の項</p> <p>【情報提供の根拠】            番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、26、153、154の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部保健センター
②所属長の役職名	保健センター長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課: 〒067-8674 北海道江別市高砂町6番地 ☎011-382-4141
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部保健センター: 〒067-0004 北海道江別市若草町6番地の1 ☎011-391-8036
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float:right">[            ]委託しない</span>		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float:right">[            ]提供・移転しない</span>		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float:right">[            ]接続しない(入手)            [            ]接続しない(提供)</span>		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[            十分である            ]</p>	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [ ] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[ ] 自己点検                      [ <input checked="" type="radio"/> ] 内部監査                      [ ] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れて行っている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分に行っている</div> <div style="text-align: right;">3) 十分に行っていない</div> [      十分に行っている      ]
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <span style="float: right;">[      ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する</span>	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="text-align: right;">[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]</div> <選択肢> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策</li> <li>3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策</li> <li>4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策</li> <li>5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</li> <li>6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策</li> <li>7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策</li> <li>8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策</li> <li>9) 従業員に対する教育・啓発</li> </ol>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</div> <div style="text-align: right;">1) 特に力を入れている</div> <div style="text-align: right;">2) 十分である</div> <div style="text-align: right;">3) 課題が残されている</div> [      十分である      ]
判断の根拠	健康管理システムへのアクセスが可能な職員は、職員番号とパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員のログイン権限付与更新を年度ごとに行うことで、アクセス権限の適切な管理を行っている。 これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年8月5日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二第17,18,19の項 ○番号法別表第二主務省令第13条	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二第16の2,17,18,19の項 ○番号法別表第二主務省令第13条	事後	
平成28年8月5日	I-5②所属長	保健センター長 廣田 修	保健センター長 小椋 公司	事後	
平成30年7月6日	I-5②所属長の役職	保健センター長 小椋 公司	保健センター長	事後	※様式変更
令和1年6月30日	IV-1~9様式の追加			事後	※様式変更
令和2年10月1日	II-1~2	2015/8/1	2020/10/1	事後	※評価の再実施
令和3年3月1日	I-1②事務の概要追加	⑥その他上記事務に関する事務	⑥新型コロナウイルスの予防接種に関する事務 ⑦その他上記事務に関する事務	事前	
令和3年3月1日	I-3法令上の根拠	・第9条(利用範囲) ・別表第一第10の項	・第9条(利用範囲) ・別表第一第10の項及び第93の2の項	事前	
令和3年9月1日	I-1②事務の概要追加	⑦その他上記事務に関する事務	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)への予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑧その他上記事務に関する事務	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-1③システムの名称	健康管理システム/団体内統合宛名システム	健康管理システム/宛名管理システム/団体内統合宛名システム/ワクチン接種記録システム(VRS)/中間サーバ	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-3法令上の根拠	・第9条(利用範囲) ・別表第一第10の項及び第93の2の項	・第9条(利用範囲) ・第19条第5号(委託先への提供) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。) ・別表第一第10の項及び第93の2の項	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ○番号法別表第二第16の2,17,18,19の項 ○番号法別表第二主務省令第13条	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第16の2,16の3,17,18,19の項及び第115の2の項 ○番号法別表第二主務省令第13条	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	II-1対象人数	1万人以上10万人未満	10万人以上30万人未満	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	II-1~2	令和2年10月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	III-しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	※評価の再実施
令和3年9月1日	IV-1提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	※評価の再実施
令和4年1月6日	I-1②事務の概要追加	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務(項目追記)	⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	※評価の再実施
令和4年1月6日	I-3法令上の根拠	・第19条第5号(委託先への提供) ・第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)	・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)	事後	※評価の再実施
令和4年1月6日	II-1~2	令和3年9月1日 時点	令和4年1月6日 時点	事後	※評価の再実施
令和4年7月20日	II-1~2	令和4年1月6日 時点	令和4年7月20日 時点	事後	※評価の再実施
令和5年1月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。) ・別表第一第10の項及び第93の2の項 ○番号法別表第一主務省令第10条	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。) ・別表第一第10の項及び第93の2の項	事後	
令和5年1月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第16の2,16の3,17,18,19の項及び第115の2の項 ○番号法別表第二主務省令第13条	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第16の2,16の3,17,18,19の項及び第115の2の項	事後	
令和7年10月1日	I-1②	【情報連携】 ・番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法別表第二に基づき、中間サーバに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。	【情報連携】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する個人情報の照会を行う。 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、中間サーバに副本を保存し、他行政機関からの照会に対し必要な個人情報の提供を行う。	事後	
令和7年10月1日	I-3法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) ・第19条第6号(委託先への提供) ・第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。) ・別表第一第10の項及び第93の2の項	番号法第9条第1項別表第14、126の項 番号法第19条第6号 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村への接種記録の照会・提供を行う。)	事後	
令和7年10月1日	I-4②法令上の根拠	○番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第8号 ○番号法別表第二第16の2,16の3,17,18,19の項及び第115の2の項	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、27、28、29、153の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第25、28、153、154の項	事後	
令和7年10月1日	II-1~2	令和4年7月20日時点	令和7年10月1日時点	事後	※評価の再実施
令和7年10月1日	IV-8、11様式の追加			事後	※様式変更